

○四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部利益相反マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、本学教育職員の利益相反を適切に管理し、利益相反による不利益の防止を図るとともに、産学官連携活動等の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体をいう。
- (2) 「産学官連携活動」とは、共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入、委員受任等をいう。
- (3) 「広義の利益相反」とは、「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む。
- (4) 「狭義の利益相反」とは、本学または教職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究等の本学における責任とが相反する状況をいう。
- (5) 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教育職員個人が得る利益と教育職員個人の大学における責任との相反をいう。
- (6) 「本学（組織）としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反をいう。
- (7) 「責務相反」とは、教育職員が兼業活動により、企業等に職務遂行責任を負い、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任とが両立しえない状態をいう。

2 この規程においては、特段の断りがない限り、利益相反とは広義の利益相反をいう。

(対象者の範囲)

第3条 利益相反マネジメントの対象となり得る教育職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に所属する専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された教育職員（非常勤講師就業規則に規定された非常勤講師を除く）
- (2) その他、第4条に規定する委員会が必要と判断した者

(委員会の設置)

第4条 利益相反を適正に管理するため、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象事象)

第5条 利益相反マネジメントの対象事象は、教育職員が産学官連携活動または厚生労働科学研究を行う場合で、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 当該企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
  - (2) 当該企業等から一定額以上の物品等の供与を受ける場合または購入する場合
  - (3) 当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権および受益権等を取得する場合
  - (4) 学生等を産学官連携活動に従事させる場合
  - (5) その他、委員会が対象事象と認定した場合
- 2 前項に掲げる対象事象については、年度初期の一括申告、個別研究課題毎における課題申告および経済的な利益関係が発生する毎に個別申告として、利益相反自己申告書（以下、「申告書」という）を委員会に提出しなければならない。なお、申告者本人又は生計を一にする配偶者、一親等の親族（両親および子）についても申告対象とする。

（委員会の構成）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 副学長
  - (2) 研究科長および学部長の中から学長が指名する者
  - (3) 研究倫理審査委員会委員長
  - (4) 本学に所属していない者
  - (5) その他、学長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。なお、再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、前項各号の中から学長が指名する。

（議事）

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長から指名された委員は、委員長に事故あるとき職務を代行する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員会の成立は、委員の過半数とする。
- 5 議事は、委員会出席者の過半数の賛成によって議決する。

（委員会の審議事項）

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反を未然に防止するための施策の策定に関する事項
- (2) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (3) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (4) 利益相反に関する個々の案件の審査および措置に関する事項

(5) その他、本学の利益相反に関する重要事項

(審議、勧告、決定等の手続)

第9条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教育職員の利益相反に関して、本学として許容できるか否かについて審議する。審査に当たっては、必要に応じて当該教育職員にヒアリングすることができる。

2 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、学長に報告した後、当該教育職員に対して利益相反に関する勧告等を行うものとする。

3 委員会は、前項の勧告等を行った場合、当該教育職員の状況をモニターする。

4 当該教育職員は、委員会の勧告等に不服がある場合は、勧告等を受けた日から起算して14日以内に、委員長に対して書面により再度審議を求めることができる。

5 委員会は、前項の不服の申し出があった場合、再度審議を行い、審議結果を学長に報告し、学長が最終決定を行うものとする。

(相談)

第10条 教育職員は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。

(申告書等の保存)

第11条 委員会は、提出された申告書等を5年間保存しなければならない。なお、第15条の所管部署において、適切に管理し保管するものとする。

(研修の実施)

第12条 委員会は、利益相反マネジメントの対象となり得る者を中心として、教育職員に対し、定期的に研修会を開催する。

(学外への情報公開)

第13条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

2 委員会が許容し得ると判断した行為を行った教育職員については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開に当たって、教育職員およびその他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(委員等の義務)

第14条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員会に出席した者および委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、地域連携・研究推進課が所管する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。